

都市計画施設等の区域内における 建 築 の 規 制

1. 建築の許可（都市計画法第 53 条第 1 項）

道路、公園、地下鉄等の都市計画が定められている区域（都市計画施設の区域）又は土地区画整理事業等の市街地開発事業の都市計画が定められている区域内において建築物を建築しようとする場合には、市長の許可を受けなければなりません。ただし、次の場合など、許可を受ける必要がないものがあります。

- ① 都市計画事業の施行として行う行為
- ② 国、県、市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が、都市計画に適合して行う行為
- ③ 非常災害の応急措置として行う行為
- ④ 階数が二以下で地階のない木造建築物の改築又は移転

2. 許可の基準（都市計画法第 54 条）

都市計画施設等の区域内の建築は、当該都市計画に適合しているか又は次の要件のすべてに適合していなければ許可されません。

[許可の基準]

- ① 階数が二以下で地階のないこと。
- ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ③ 容易に移転、除却することができるものであること。

添 付 図 書		縮 尺	備 考
許 可 申 請 書	2 部		※1 縮尺は正しく記載してください。
建築許可申請調書	2 部		
付 近 見 取 図	2 部	1 / 2500 以上※1	
建 築 物 配 置 図	2 部	1 / 500 以上※1	
建築物各階平面図	2 部	1 / 200 以上※1	
建築物断面図 (2 面以上)	2 部	1 / 200 以上※1	
構 造 詳 細 図※2	2 部	1 / 50 以上※1	※2 矩計図など主要構造部の部材、大きさの分かるものを添付してください。
(木造 2 階建以下でその床面積が 5 0 0 m ² 未満のものを除く)			
公 図	2 部		

建築基準法に基づく確認申請前に許可申請をしてください。

許可申請の窓口、問い合わせ先：住宅都市局建築指導部開発指導課開発審査担当
(市役所西庁舎 2 階 電話 9 7 2 - 2 7 7 0 FAX 9 7 2 - 4 1 5 9)